



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

平成26年1月14日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部

監督課長 齋藤 文彦

監察監督官 町田 良則

電話 018-862-6682

建設業年末特別監督の結果及び労働災害急増に係る背景調査の結果について

秋田労働局（局長 小林泰樹）は、平成25年11月に重大災害が多発したことから、12月16日から同月20日までを「年末特別監督」として建設業を対象に重点的に監督指導を実施しました。

またそれに先立ち、12月5日付けで公共工事の発注者、各地域の建設業協会あて文書で「労働災害防止対策徹底のための要請」を行い、パトロールの実施や冬期災害防止のためのリーフレットの配布などを依頼するとともに、労働災害急増の背景に関する意見を求めました。

以上の取組結果を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

記

1 年末特別監督の結果について ・ ・ ・ 別添資料1

① 54箇所の現場に臨検し、64事業場に監督指導等を実施

- ・ 土木工事を主体として臨検。土木工事現場の43%で何らかの違反を指摘。
- ・ 危険作業、危険状態については6現場で作業停止等の命令書を交付。
- ・ 掘削に使用する車両系建設機械、移動式クレーン等に関する法違反、墜落災害に直結する法違反が多いほか、地山掘削に関する違反の指摘もある。

例 ・ バックホーに接触する危険に対する防止措置がないもの。

- ・ 掘削機械であるバックホーで荷の吊り上げをする等、主たる用途以外での使用があるもの。
- ・ 移動式クレーンの転倒等による危険防止のため、作業方法の検討がなされていないもの。
- ・ 地山掘削の作業を行うに当たり、地山の崩壊又は土石の落下による危険防止のための点検を行っていないもの。
- ・ 現場に設置された足場などの作業床について、墜落防止対策がとられていないもの。

② 現場代理人が話す施工上の問題について（労働基準監督官が現場で聴取）

労働基準監督官が現場代理人などと面談し、現場施工にあたって特に困難となっている状況を聴取したところ、大多数の現場で「人手不足、機材不足、天候不順を原因とした工事遅延」を問題点として話していた。

また、それらに起因した労働災害の発生を懸念する声が強かった。

2 平成 25 年における労働災害多発の背景に関する意見について

・・・ 別添資料 2

国土交通省東北地方整備局、農林水産省東北農政局、林野庁東北森林管理局等の国の出先機関 27 機関、秋田県及び各地域振興局 9 機関、25 市町村については、土木工事等の発注者として、また各地域建設業協会等 47 団体については工事を請け負う建設事業者の団体として、労働災害多発状況の背景に関する意見を文書で提出していただいた。

< 問 > 土木工事に関連した労働災害が急増（11 月末で死亡災害 9 件、休業 4 日以上災害 84 件、前年同期比 40% 増）となっており、その要因や背景について意見を問う。

< 回答数 > 発注者よりの回答 48/61 各建設業協会等からの回答 30/47

< 回答内容 > (複数回答あり)

	発注者	協会等	計	比率
施工業者の安全管理面に起因するとの回答	6	3	9	11.5%
労働者の安全軽視、安全意識の低下等に起因するとの回答	7	3	10	12.3%
労働者の高齢化に起因するとの回答	4	3	7	9.0%
技能者などの人材不足に起因するとの回答	13	10	23	29.5%
異常気象、天候不順などに起因するとの回答	6	4	10	12.8%
発注者による工期設定のありかたに起因するとの回答	4	4	7	9.0%
工事量の急激な増加に起因するとの回答	11	6	17	21.8%
意見提出者数	48	30	78	

< 回答の傾向 >

労働災害の急増の要因として、発注者、事業者団体双方の認識で最も多いのが「人材不足」による影響であり、次いで、「工事量の急激な増加」となっている。

また、「異常気象」「安全軽視」を指摘する声も少なくない。

長年の建設不況による技術者、熟練工の減少があった後に、東日本大震災の復興支援、景気対策、豪雨などによる災害復旧事業が重なって「工事量の急激な増加」となり、それに応ずる人材や機材が不足する中、更に天候不順も追い打ちを掛けることとなり、工期が迫る中、安全管理面において十分な状態とは言えない傾向があったと推定される。

3 今後の対応

秋田労働局では、この度の監督結果及びアンケート調査結果を踏まえ、各発注機関・業界団体への情報提供を行うと共に、今後の対策を検討するために意見交換会を開催することとしております。

平成25年度 年末特別監督実施結果

秋田労働局

	監督実施件数	違反件数	命令書交付件数	指導票交付件数
	(現場数)	(現場数)	(現場数)	(現場数)
土木工事	53	27	3	14
	(46)	(20)	(2)	(13)
建築工事	11	7	6	1
	(8)	(4)	(4)	(1)
その他	0	0	0	0
計	64	34	9	15
	(54)	(24)	(6)	(14)

主たる違反条文

安衛則18	作業主任者の氏名等	安衛則519①	高さ2m以上開口部
安衛則155①	車両系建設機械作業計画なし	安衛則527	移動はしご
安衛則158①	車両系建設機械労働者の立入接触の予防	安衛則552	架設通路
安衛則164①	車両系建設機械用途外使用	安衛則556①	はしご道
安衛則167①	車両系建設機械定期自主点検	安衛則563①	足場の作業床等
安衛則168①	車両系建設機械用月次自主検査	安衛則653①	注文者が墜落防止
安衛則169の2②	車両系建設機械特定自主検査	安衛則654	架設通路についての措置
安衛則170	車両系建設機械 作業開始前点検	安衛則655	注文者の足場についての措置
安衛則263	ガス等の容器の取り扱い	安衛則664①	特定元方事業開始報告
安衛則352	電気機械器具等の使用前点検	安衛法29	請負人指導
安衛則355	地山の掘削作業箇所の調査	クレーン則66①	移動式クレーン作業の作業方法の決定
安衛則358	地山の掘削作業時の点検	クレーン則74	移動式クレーン旋回接触
安衛則359	地山の掘削作業主任者の選任	クレーン則76①	クレーンの年次定期自主検査
安衛則361	地山の崩壊等による危険の防止	クレーン則77①	クレーンの月次定期自主検査
安衛則374	土止め支保工作業主任者の選任		

発注機関及び各地域建設業協会からの意見事例

- ①労働災害の防止に向けた取組として、従前より、安全教育・訓練や、新規入場者教育などの様々な場面により実施しているものの、その内容や指導、教育の手法はマンネリ化の傾向もあり、必ずしも効果的なものとなっていない。発注者としても、受注者が十分な労災防止に関する取り組みを検討、または実施できるように、余裕のある工期設定とすることや、なるべく、労災の発生要因が少ない時期での工期設定に努めるなどの取組が必要ではないか。(発注者)
- ②国の景気対策で受注工事件数が多く、安全対策が十分確保できない状況になっているのではないか。加えて作業員不足により、経験の浅い新規入場者を求めた結果ではないか。また、作業員の高齢化や作業への不慣れもある。(発注者)
- ③東日本大震災の復旧復興の支援により、慢性的な人材不足、資材・機械の不足が現場への負担を大きくし、安全意識が低下していることが考えられる。そのような人・物不足の中、工事期間については従来通りに設定していることが拍車をかけている。また、各企業が社員の新規採用を控えたことによる後継者不足も、ベテラン社員への負担増と、さらには技術継承の停滞を招いている。(発注者)
- ④土木工事の作業工程は、現場に対する自然環境の影響との調整が重要となり、その調整は工期内に完成することを求められます。その際、工事内容に即し、四季の違いによる天候等の影響（降雨期、降雪期、台風等）が考慮された発注時期及び工期設定が重要となります。配慮されていない工事には無理な作業が生じる恐れがあります。(地域建設業協会)
- ⑤建設需要に人材が間に合わず、技術者、労務者とも未熟な者が現場に立たざるを得なくなってきた。加えて、熟練者も自分の仕事に追われて、後輩の指導が十分にできなくなった。(地域建設業協会)
- ⑥工事量がここ最近では考えられない位多いのですが、今まで工事が少なかった分、受注して何とか完成させようと、どこの業者も必至だと思います。安全対策がおろそかになっているとは思いますが、気持ちに余裕がないのではないのでしょうか。一時期の公共工事の大幅な減少で、建設会社は、自社の作業員を抱えられなくなってしまいました。今の工事量に対応するために募集したり、下請業者を入れたりしておりますが、作業員の経験値が以前に比べて足りないような気がします。(地域建設業協会)